

個人等で文書番号がない場合は記載不要。→ 第 号  
令和 年 月 日

文化庁長官 殿

県名から記載。

申請者 ↓  
住所 ○○県～  
氏名

特別名勝及び天然記念物十和田湖および奥入瀬溪流の  
現状変更（ ）許可申請書

↑ ○○工事、○○設置、○○撤去等、申請概要の略称を記載。

下記のとおり特別名勝及び天然記念物十和田湖および奥入瀬溪流の現状変更をしたいので、  
文化財保護法第 125 条第 1 項の規定により申請します。

#### 記

1. 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

特別名勝及び天然記念物 十和田湖および奥入瀬溪流 ← “および” は平仮名。  
↑ “及び” は漢字

2. 指定年月日

昭和 27 年 3 月 29 日

3. 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

青森県十和田市 ←特別名勝及び天然記念物十和田湖および奥入瀬溪流の所在地

4. 所有者の氏名又は名称及び住所

国有地の場合、「国（○○省）～」等と記載。

5. 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

所有者と同じ場合、「4. に同じ」と記載。

6. 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

なし ←文化財保護法で規定する管理団体。一般的な管理を行う団体とは違うので  
注意すること。なお、特別名勝及び天然記念物「十和田湖および奥入瀬  
溪流」には、当該管理団体に指定されている団体はない。

7. 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

国有地（国道等）は県が管理責任者となっている場合があるので確認のこと。

8. 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

9. 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由

現状変更等を必要とする理由について具体的かつ簡潔に記載すること。書ききれない場合は別紙に「理由書」としてまとめ、「別紙『理由書』のとおり」と記載のこと。  
※環境省等関係団体との協議が終了している場合、その旨を明記すること。

10. 現状変更等の内容及び実施の方法

図面やその他資料を見なくてもある程度の内容が分かるように、行為の概要を具体的に記載すること。

- 記載例)
- ・ 枯死木枝〇〇本を人力又は高所作業車にて伐採する。
  - ・ 危険木（樹種〇〇）〇本を地上〇mの高さを残し（根元から）伐採。
  - ・ 〇〇年建築の〇〇造〇〇建物（〇〇㎡）を解体除去する。
  - ・ ~のため、〇〇区間（延長〇〇m）に〇〇工法で〇〇を施工する。
  - ・ ~に伴い、仮設〇〇（H〇×W〇×D〇）〇個を設置する。
  - ・ 廃材等については、公園外へ搬出し産廃処理する。

※書ききれない場合は別紙として構わないが、この場合でも概要程度は申請書に明記し、「その他、詳細は別紙のとおり」と記載すること。

※特殊な工法を用いる場合、又は特殊な機材等を使用する場合は、その内容の分かる資料を添付すること。

11. 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

- 記載例)
- ・ 支障となる動植物の除去、土地の造成及び工事用仮設物の設置等はなく景観に対する影響は少ないと考えられる。
  - ・ 機材や衣服・靴の洗浄等により外来種の持ち込み防止を徹底する。
  - ・ 〇〇を行うものの現状変更の終了後は速やかに原状に回復する。

12. 現状変更等の着手及び終了の予定時期

↓ 予定月日を記載。文化庁許可の場合、概ね3ヶ月の期間を見込み予定を組むこと。

着手予定 令和 年 月 日

（文化財保護法による貴庁、自然公園法に基づく環境省許可後）

終了予定 令和 年 月 日 ↑ 環境省への申請が不要な場合は削除。

13. 現状変更等に係る地域の地番 ← 国有林は〇〇国有林〇〇林班～、現状変更が広範囲に及ぶ場合は〇〇地内等と記載。  
青森県十和田市～

14. 現状変更等に係る工事その他の行為の施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

施行業者等が決定している場合はその名称等、未定の場合は「未定」または申請者の名称等を記載。

## 15. その他参考となるべき事項

現状変更が法令等に基づく場合は、根拠法令等（抜粋）を添付すること。

### 【添付書類】（例）

#### 1.現状変更等の設計仕様書及び設計図

大きさ、構造、材質、色彩、面積、建蔽率、個数等が分かる書類又は図面等。申請書の「10. 現状変更等の内容～」欄に記載した内容の根拠及び補足資料。

#### 2.現状変更等に係る地域の地番等を表示した実測図

位置図、案内図。（法務局又は市税務課で発行する地籍図、ゼンリンの住宅地図等）文化庁又は県の担当者でも一目で理解できるように、国道や方角、十和田湖との位置関係等を表示すること。縮尺は特に規定がないが1/50,000や1/1,000が一般的。

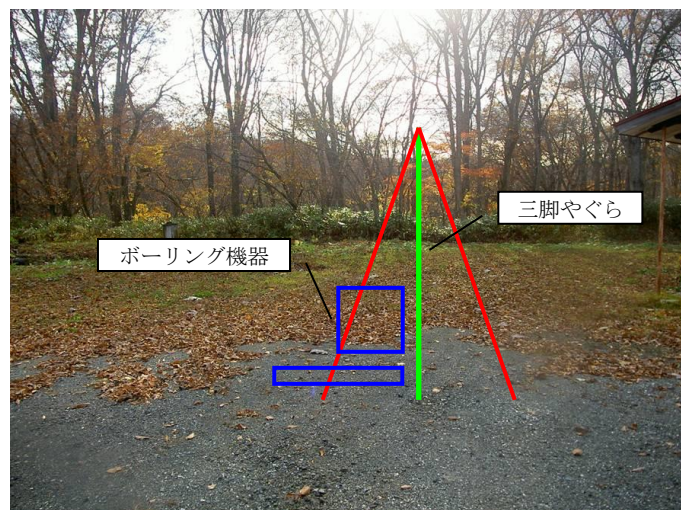
#### 3.現状変更等に係る地域の写真

現状変更等の対象又は対象地が分かる写真を複数枚添付。できるだけ目印となるものを含め複数の地点から撮影するものとし、撮影方向等を記入した図面を添付すること。また、デジカメで撮影した写真は、見やすいように解像度や印刷用紙に配慮すること。

- ・危険木の伐採については、対象樹木及び切断部分に分かる工夫をすること。



- ・工作物の設置等については、概要等を書き入れること。



#### 4.承諾書又は意見書等

- ・申請者が土地所有者又は権原に基づく占有者以外の者であるときは、所有者又は占有者の承諾書（又は土地使用契約書、行政財産使用許可書、委任状等）を添付すること。
- ・管理責任者がある場合、申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書を添付すること。

#### 5.現状変更等を必要とする理由書

申請書の「9. ～行為を必要とする理由」欄に書ききれない場合のみ作成。（全く同じ内容のものを別紙に記載する必要はない。）

作成の際は、特にへりくだった文章ではなく、現状変更を必要とする理由を具体的かつ簡潔に記載すること。

#### 6.環境省への申請書の写し

環境省への申請を行っている場合、申請書（又は協議書、計画書等）の写しを添付すること。また、既に許可を受けている場合は許可書の写しも併せて添付すること。その他関係団体（森林管理署、上北地域県民局等）に対する申請行為を行った場合は、その写しも添付すること。

#### 【その他】

※申請書は A4 サイズとすること。また、添付書類等についてもできる範囲で A4 サイズとすること。

※添付書類について、基本的に 1～3 は必ず添付すること。その他、申請内容に応じて適宜添付書類を提出のこと。

※申請書、添付書類はデータ（ワード、PDF等）で提出すること。押印は不要です。（提出先：十和田市スポーツ・生涯学習課）

個人等で文書番号がない場合は記載不要。→ 第 号  
令和 年 月 日

十和田市教育委員会 教育長 殿

県名から記載。

申請者 ↓  
住 所 ○○県～  
氏 名

特別名勝及び天然記念物十和田湖および奥入瀬溪流の  
現状変更（ ）許可申請書について

↑文化庁宛の申請書と同様に記載。

別紙のとおり現状変更をしたいので、文化財保護法第125条第1項の規定による許可申請書を提出します。

【添付書類】

- 1.現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 2.現状変更等に係る地域の地番等を表示した実測図
- 3.現状変更等に係る地域の写真
- 4.承諾書又は意見書等
- 5.現状変更を必要とする理由書
- 6.環境省への申請書の写し

↑必要のない（添付資料のない）項目については記載しないこと。

問い合わせ先

住 所  
団体名  
担 当  
T E L

市宛の送付文書には問い合わせ先（特に担当者名及び電話番号）を明記すること。また、許可書発送のため郵便番号も記載すること。